# 府　令

**○内閣府令第二十七号**

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次 | 目次 |
| 第一章　内部部局 | 第一章　内部部局 |
| 第一節　大臣官房（第一条―第七条） | 第一節　大臣官房（第一条―第七条） |
| 第二節　政策統括官（第八条） | 第二節　政策統括官（第八条） |
| 第三節　独立公文書管理監（第九条） | 第三節　独立公文書管理監（第九条） |
| 第四節　賞勲局（第十条・第十一条） | 第四節　賞勲局（第十条・第十一条） |
| 第五節　男女共同参画局（第十二条―第十四条） | 第五節　男女共同参画局（第十二条―第十四条） |
| 第六節　沖縄振興局（第十五条） | 第六節　沖縄振興局（第十五条） |
| 第二章　施設等機関 | 第二章　施設等機関 |
| 第一節　経済社会総合研究所（第十六条―第四十三条） | 第一節　経済社会総合研究所（第十六条―第四十三条） |
| 第二節　迎賓館（第四十四条―第五十四条） | 第二節　迎賓館（第四十四条―第五十四条） |
| 第三章　特別の機関（第五十五条―第六十二条） | 第三章　特別の機関（第五十五条―第六十条） |
| 第四章　地方支分部局（第六十三条） | 第四章　地方支分部局（第六十一条） |
| 第五章　顧問及び参与（第六十四条・第六十五条） | 第五章　顧問及び参与（第六十二条・第六十三条） |
| 附則 | 附則 |
| （経済動向特別分析官、企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官） | （企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官、原子力防災訓練推進官及び原子力専門調査官） |
| **第八条**　本府に、経済動向特別分析官、企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官を置く。 | **第八条**　本府に、企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官、原子力専門調査官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 |
| 2　経済動向特別分析官は、命を受けて、内外の経済動向について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析を行うことにより、景気の総括的判断に関する事項の企画及び立案の支援を行う。 | 2～7　［同上］ |
| 3～8　［略］ | 8　原子力専門調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち原子力の研究、開発及び利用に関する専門的事項（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）の調査、企画及び立案を助ける。 |
| ［項を削る。］ | 9　企画官の定数は併任の者を除き二十七人と、調査官の定数は併任の者を除き三人と、防災情報通信システム官の定数は一人と、復旧復興調整官の定数は一人と、地域原子力防災推進官の定数は一人と、原子力専門調査官の定数は十人とする。 |
| 9　経済動向特別分析官の定数は一人と、企画官の定数は併任の者を除き二十二人と、調査官の定数は併任の者を除き三人と、防災情報通信システム官の定数は一人と、復旧復興調整官の定数は一人と、地域原子力防災推進官の定数は四人と、原子力防災訓練推進官の定数は一人とする。 | ［項を加える。］ |